

### 肉用子牛の平均売買価格について（令和2年度第3四半期）

- 1 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和2年度第3四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなった（1月22日付の官報で告示）。

（単位：円／頭）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格		429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
2年度 第3四半期	平均売買価格	740,100	690,300	—	256,400	369,700
	補給金単価	—	—	—	—	—

※「その他の肉専用種」（日本短角種等）については、今年度より算定期間を1年（4月～3月）とした。

- 2 令和2年度第3四半期においては、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されないこととなった。